

## 国家公務員（中国四国厚生局職員）障害者採用選考試験受験案内

この選考試験は「障害者採用事務官（一般職員）」の選考採用です

### 採用機関

厚生労働省中国四国厚生局

### 公募の内容

厚生労働事務官（一般行政事務従事者／係員級）

### 採用予定時期

令和6年4月1日。ただし、採用者の希望や事情に配慮し前後する場合があります。

### 主な業務内容

障害者採用事務官（一般職員）は、中国四国厚生局（以下「厚生局」という。）において一般行政事務（定型的な事務）に従事する係員級職員として採用し、その後、国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者相当として任用します。

採用当初の具体的な職務内容は、郵便物の仕分け、文書の受付、PCを使用した資料作成等を想定していますが、採用者の障害の状況を踏まえた適性、職務遂行能力や職務経験に応じて決定します。

### 日程

#### 1. 受付期間

2023(令和5)年10月10日(火) から 2023(令和5)年11月10日(金)まで

※申込みは郵送（簡易書留）または電子メールに限ります（11月10日までの通信日付印有効。）。持参による申込は受け付けません。

#### 2. 第1次選考試験（書類選考）

提出された書類に基づく選考を行います。

合格者に対してのみ、2023(令和5)年11月22日(水)までに、第2次選考試験について連絡をします。合格しなかった者については連絡をしません。

#### 3. 第2次選考試験（PC操作実技試験・面接試験）

2023(令和5)年12月11日(月) 広島市内で実施

予備日：2023(令和5)年12月12日(火)

#### 4. 最終合格発表

2023(令和5)年12月19日(火) 最終合格者に対してのみ、連絡します。

合格しなかった者については連絡をしません。

#### この試験に関する照会先

中国四国厚生局総務課 採用担当

電話番号 082-223-8181 E-mail cskousei107-s@mhlw.go.jp

8時30分から17時15分まで（土日祝・年末年始除く）



メールアドレスQRコード

## 1 受験資格

次の要件（１）、（２）及び（３）の全てを満たす者

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※下記の手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

ア ① 身体障害者手帳

② 身体障害者福祉法第 15 条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられている様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

③ 産業医又は人事院規則 10-4 第 9 条等に規定する健康管理医による②に準ずる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るものを除く。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

（注）精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますのでご注意ください。

（２）1963（昭和38）年4月2日から2006（平成18）年4月1日までに生まれた者ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

（３）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者

## 3 勤務地

採用当初の勤務地は、中国四国厚生局本局（広島市）を予定しています。

本局以外の勤務地（鳥取市、松江市、岡山市、山口市）への転勤等については、本人の希望や障害特性に応じた合理的配慮を踏まえて検討されます。

## 4 試験地・採用予定者数

（１）試験地 広島県広島市

（２）採用予定者数 若干名

## 5 試験種目・試験の方法

選考段階	試験種目	内容
第1次選考試験 (書類選考)	経歴評定	提出された職務経歴等に基づき、職務遂行に必要な適性を有しているかを判断します。
	小論文	提出された小論文等に基づき、文書による表現力、課題に対する理解力などについて判断します。
第2次選考試験	面接試験	個別面接（人柄、コミュニケーション能力等についての試験） ※1人当たり30分程度 ※必要に応じ、小論文の内容について具体的に質問する場合があります。
	PC操作実技	基本的なパソコン操作能力について、Word、Excelを対象に資料作成課題を実施。 ※30分程度

## 6 障害に対する受験上の配慮

- (1) 聴覚障害のある方については、試験官の発言事項を書面で伝達することができます。
- (2) その他受験の際に何らかの配慮が必要な方は、応募時に申込書（令和5年度国家公務員（中国四国厚生局職員）障害者採用選考試験受験申込書）の該当欄に記載して申請して下さい（必要な配慮の内容をなるべく具体的に記載して下さい。）。ただし、内容によっては、試験の実施上、対応できない場合があります。

(次のページに続く)

## 7 申込方法

### (1) 提出書類

以下のいずれかの方法でお送りください。

- ① 以下の書類等を一つの封筒に入れ、**簡易書留で郵送**
- ② 以下の書類等を一つのフォルダにまとめ、**電子メールで送信**

#### 【郵送先】（持参による提出は受け付けません）

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30  
広島合同庁舎4号館2階  
中国四国厚生局総務課 採用担当1 行

#### 【メール送信先】

[cskousei107-s@mhlw.go.jp](mailto:cskousei107-s@mhlw.go.jp)

件名：障害者採用選考試験申込み

- ①令和5年度国家公務員（中国四国厚生局職員）障害者採用選考試験受験申込書  
様式はこの案内の末尾に添付してあります。
  - ②職務経歴書又は活動経歴書
    - ・任意の様式により、時系列に沿って、職歴・活動歴を記載。
    - ・職歴・活動歴を記載する際は、具体的な内容を記載すること。

【例】

（好ましくない例）〇〇株式会社において一般事務に従事  
（好ましい例） 〇〇株式会社総務課において、給与計算事務に従事

  - ・フルタイム職員でない場合は、一週間あたりの平均的な労働時間を記載すること。
- ③志望動機（任意様式で簡潔に記載すること）
  - ④小論文（任意様式、1,200文字～1,600文字程度で作成。手書き、ワープロ打ちのいずれでも可）

#### 【小論文作成の課題】

地方厚生局の所管する分野（健康、福祉、医療、年金等）から、最近自分が気になったテーマやニュース、事柄を選択し、

- ・気になった理由
  - ・そのテーマや事柄に対する感想
  - ・その行政分野をよりよくするためにはどうすればよいか
- をなるべく具体的に論述して下さい。

### (2) 注意点

- ・提出書類の作成は、全て応募者**本人が自分で作成**して下さい。
- ・本人以外による書類の作成を含め、提出書類に虚偽の記載がされている場合は、採用後であっても、遡って採用が取り消される場合があります。
- ・郵便局で交付される「簡易書留の受領証」を保管していない場合や、普通郵便等で郵送した場合の事故については、対応しかねます。

- ・提出された書類については、法令に基づき適切に取り扱います。また、採用に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・提出された書類の返却はいたしません（当方で責任をもって廃棄します。）。

## 8 給与等

- ・採用当初の俸給月額（月額給与）は166,600円（行政職俸給表（一）1級5号俸）です。ただし、職歴等の経験年数がある者については、当該年数等に応じて増額されます（例えば、高等学校卒業後26歳で採用された場合の俸給月額は176,100円から213,200円、大学卒業後34歳で採用された場合の俸給月額は208,000円から238,900円となります。）。（※）
- ・俸給のほか、法令に基づき次の手当などを支給します。（※）

扶養手当	扶養親族のある者に、月額10,000円（子の場合）など
地域手当	勤務地の民間賃金水準に応じて、俸給などの0～10%を支給 ※支給されない地域もあります。（広島市の場合は10%）
住居手当	賃貸のアパートなどに住み、家賃を支払っている者などに、月額最高28,000円
通勤手当	交通機関を利用している者などに、定期券相当額（月額上限55,000円）など
期末・勤勉手当	1年間に俸給などの約4.50月分

※ 俸給月額（月額給与）については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に定める俸給額に準じて算定した額を例示しています。

また、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当などの各手当に相当する給与については、勤務の状況等に応じ、同法及び人事院規則の規定に準じて算定した額を支給します。

なお、任期中に同法及び同規則が改正され俸給額・手当額の改定が行われる場合については、俸給月額及び手当に相当する額についても変更される場合があります。

## 9 勤務時間・休暇

- ・勤務時間は、原則として1日7時間45分（8:30～17:15 昼休憩（12:00～13:00））。
- ・フレックスタイム制を活用することも可能です。
- ・土日及び祝日などの休日は休みで、年次休暇<sup>※1</sup>、病気休暇、特別休暇<sup>※2</sup>、介護休暇などの休暇があります。
- ※1 年間20日、ただし、4月1日採用の場合、採用の年は15日となります。  
なお、年次休暇の残日数は、20日を限度として翌年に繰り越しできます。
- ※2 夏季、結婚、出産、忌引き、ボランティア休暇など
- ・その他に育児休業制度などがあります。

# 令和5年度国家公務員(中国四国厚生局職員)障害者採用選考試験受験申込書

私は日本国籍を有しており、国家公務員法第38条各号のいずれにも該当していません。

また、この受験申込書の記載事項は事実と相違ありません。

記入年月日: 令和 年 月 日

希望職種	障害者採用事務官(一般職員)			写真欄 ・3か月以内に撮影 ・脱帽・上半身・正面向き ・縦4cm横3cm ・裏面に氏名を記入 ・剥がれないように全面のり付け	
(フリガナ)	(セイ)	(メイ)			
氏名(漢字)	(姓)	(名)			
生年月日	(元号欄は該当するものに☑) <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日				
現住所	〒 -	自宅電話	(無い場合は記載不要)		
		携帯電話			
令和 年 月 撮影					
電子メール					
手帳等記載事項	種類(いずれか一つ該当するものに☑をつける) <small>※複数に該当する場合はいずれか一つについて記載</small>	<input type="checkbox"/> ①身体障害者手帳、又は都道府県知事の定める医師等の診断書等 <input type="checkbox"/> ②療育手帳、又は児童相談所等が発行した知的障害者の判定書 <input type="checkbox"/> ③精神障害者保健福祉手帳			
		障害名	級別	交付機関	
	<small>(手帳等に障害名の記載がない場合は記入不要)</small>				
		交付・再交付年月日(最新の日付)		交付番号	
	(元号欄は該当に☑) <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 令和				
最終学歴	区分	( 該当するものに☑) <input type="checkbox"/> 大学(大学院) <input type="checkbox"/> 短大・高専 <input type="checkbox"/> 専修学校(専門課程) <input type="checkbox"/> 高校等 <input type="checkbox"/> その他			
	履修状況	(元号欄は該当に☑) <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 <input type="checkbox"/> 令和	(該当に☑) <input type="checkbox"/> 卒業(修了) <input type="checkbox"/> 卒業(修了)見込み <input type="checkbox"/> ( )年在学時に中退		
	学校名	学部(学科)名	学校所在地 都 道 府 県		
対障害等に対する合理的配慮の希望内容	(配慮・対応を希望する者のみ、具体的に記載して下さい) 1. 第2次選考試験で配慮・対応を希望する内容  2. 採用後に配慮・対応を希望する内容				